

平成31年5月開所予定 特別養護老人ホームの入所申込みについて

申込みの概要

- ☆ 申込書の配布場所： 区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、特別養護老人ホーム、横浜市健康福祉局高齢施設課
- ☆ 申込期間： 平成30年10月1日（月）～平成30年11月20日（火）【17時必着】
申込期間内に御提出いただいた申込書の記載内容に基づき、各施設で選考します。
※ 申込期間終了後も申込みは可能ですが、申込期間内に申込んだ方が優先になります。
- ☆ 申込方法： 郵送
- ☆ 申込先： 〒233-0002 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階
特別養護老人ホーム入所申込受付センター（高齢者施設・住まいの相談センター内）
※**来所の際は、事前にご連絡（電話：045-840-5817、FAX：045-840-5816）してからお越しください。**
- ☆ 問合せ先： 施設の問合せ先（裏面参照） 又は 健康福祉局高齢施設課（電話：045-671-3923、FAX：045-641-6408）
- ☆ 記入上の注意： 申込施設数は**5か所まで**となっておりますので、**申込施設の変更・追加をする場合は、既に申込んだ施設と合わせて5か所以内となるよう記載してください。**以前申込んだ施設について引き続き申込みを希望される場合は、当該施設も含めてご記入ください。
： 特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方が入所できる施設です。そのため、**要介護認定を受けていない方、認定有効期間が切れている方、要支援1・2の方、要介護1・2で特例入所要件（※）のいずれにも当てはまらない方はお申込みできません。**
（※特例入所要件については、「横浜市特別養護老人ホーム入所申込みのご案内」及び「特別養護老人ホーム入所申込書（兼同意書）A面」をご覧ください。）
- ☆ 留意事項： 横浜市では「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を定め、入所の必要性・緊急性の高い方から入所をご案内しています。指針を適切に運用するため、予約的な申込みはご遠慮ください。



施設の概要

☆ 施設に入居すると、介護サービス費の1割(又は2割・3割)負担、居住費、食費、日常生活に要する費用(理美容代など)等がかかります。

☆ **居住費・食費の金額は施設ごとに異なります。金額は予定であり、今後変更される可能性があります。詳細は下記の間合せ先に御確認ください。**

※ 居住費・食費については、収入の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて負担限度額が設けられ、利用料の負担が軽減されます。この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

施設名称 (仮称)	施設所在地	交通手段	設置主体法人 (代表者)	間合せ先		定員			開所 予定	費用の目安(注)		施設の特徴
				住所	電話番号	特養	ショート ステイ	デイ サービ ス		①居住費	②食費	
特別養護老人ホーム ひの 日野フェニックス	横浜市港南区日 野6丁目856-3	・上大岡駅から神奈川中央バ ス「公務員住宅東」下車徒歩15 分	どうじんかい 同慶会 (松井 住仁)	横浜市港南区下永谷四丁 目21番10号	045-822-5709	130	10	—	H31.5	59,100円	45,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・長年に渡る施設運営で培った経験をもとに誠実かつ良質で温かなサービスを提供します。 ・安心・安全な施設生活に必要な不可欠な協力医療機関は法人グループの長田病院と密に連携します。 ・個々のニーズを尊重したイベントから四季を彩る多種多様な施設イベントを随時開催します。 ・地域の皆さまに施設ボランティアのご支援をいただき、地域に開かれ地域から信頼される施設を目指します。 ・心身の状態・状況に応じて選択できる最新の設備を完備し安全・安楽な生活を支援します。 ・港南区内に同一法人5拠点(介護保険事業 15ヶ所)の施設間交流によるサービス水準の基盤と向上を確保します。
ひまわり	横浜市港南区日 野南3-5486-23	・JR 港南台駅より徒歩7分	ひぐせいかい 育生会 (碓井 義彦)	横浜市保土ヶ谷区狩場町 200-9	080-3755-8601	170	10	—	H31.5	59,100円	41,400円	<ul style="list-style-type: none"> ・JR港南台駅から徒歩7分・市バス港南車庫、日野ICが近くアクセス良好です。 ・横浜市内初の大規模の木造ハイブリッド建築で、木のぬくもりを随所に感じられます。 ・木造の特徴である床のクッション性に加え、居室をカーペット張りにするなど安全面に配慮しています。 ・介護専門学校の講師が中心となって、研修を行い職員のレベルアップを図ります。 ・育生会横浜病院を協力病院とし医療的ケアが必要な方の受入を積極的に行います。 ・地域の医療機関や介護事業所などと連携し、地域包括ケアに取り組みます。

(注)月額(30日分)の予定金額です。

ユニット型特別養護老人ホームの利用料の目安

(金額は全て1,000円未満切り上げで表記しています)

負担限度額		利用料合計 (月額:30日分)	内 訳		
			介護 サービス費	居住費	食費
第1段階	・市民税非課税世帯(※1)で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	6.4万円	= 3.0万円 (※3)	2.5万円	0.9万円
第2段階	・市民税非課税世帯で、本人の預貯金等の合計額が基準額(※2)以下で、「合計所得金額と公的年金等収入額、非課税年金収入額」の合計が年間80万円以下の方	6.7万円		2.5万円	1.2万円
第3段階	・市民税非課税世帯で、本人の預貯金等の合計額が基準額以下で、第2段階以外の方 ・市民税課税世帯で特例減額措置が適用となる方	9.0万円		4.0万円	2.0万円
第4段階	上記以外の方	13.2万円～ (限度額なし)		6.0万円	4.2万円

施設が設定する金額(施設により異なります。)

(ここでは国の定める基準費用額を用いています。)

※1 本人が属する住民基本台帳上の世帯。(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。)

※2 単身の場合は本人の額が1,000万円、配偶者がいる場合は夫婦の合計が2,000万円。

※3 1割負担で、要介護度5の方の場合。

1 居住費・食費について

- (1) 負担限度額が第4段階の方の**居住費・食費は施設ごとに金額が異なります。**
- (2) 所得の低い方のサービス利用が困難にならないよう、所得や資産等に応じて居住費・食費に負担限度額が設けられます。
この軽減を受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課に申請する必要があります。(介護保険負担限度額認定証)

2 介護サービス費について

- (1) 上記の金額は、介護サービス費が1割負担で、要介護5の方の場合です。
一定以上の所得がある方は、負担割合が2割または3割になります。
負担割合は、「介護保険負担割合証」に記載されています。
- (2) 1か月の介護サービス費が上限額を超えた場合、超えた分が「高額介護サービス費」として払い戻されます。
この払い戻しを受けるには、お住まいの区の区役所保険年金課で申請する必要があります。

＜高額介護サービス費支給による自己負担の上限額＞

所得区分	上限額(月額)※1
現役並み所得(課税所得145万円以上)の方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方で、上記以外の方	44,400円(世帯)
市民税非課税世帯の方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	15,000円(個人)
生活保護等を受給されている方	15,000円(個人)

「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※1 平成29年8月利用分より、1割負担となる被保険者のみの世帯は、新たに自己負担額の年間上限額446,400円が設定されます。(3年間の時限措置で、年間の負担上限額の適用期間は8月1日から翌年7月31日まで)